

投資家の皆様

2020年2月4日

maneomarket株式会社

代表取締役 佐藤 友彦

営業者CrowdLeaseに対する債権者破産申立てに関してのお問い合わせについて

この度、投資家の皆様に多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを改めてお詫び申し上げます。

2020年1月22日付でお知らせのとおり、投資家の皆様による株式会社Crowd Lease（以下「CL社」といいます。）に対する債権者破産の申立て（以下、「本件申立て」といいます。）に関しまして、多数のお問い合わせを頂いております。お問い合わせにつきましては順次対応いたしておりますが、当社では回答ができかねる所もあり、また、ご回答へのお時間も頂戴しております。ご不便をお掛けしておりますことを改めてお詫び申し上げます。

この度、「(別紙)よくあるご質問と回答」を添付いたしましたので、投資家に皆様におかれましては、ご参照くださいますようお願いいたします。

当社といたしましては、今後も早期解決に向け、当社において実行し得る方策を尽くして参りますので、何卒ご理解の程お願いいたします。

以上

(別紙)

よくあるご質問と回答

「営業者Crowd Leaseに対する債権者破産の申立てに関するご案内」の公表以降、お客様から複数寄せられているお問い合わせにつきましては、以下のとおりご回答いたしますので、ご参照くださいますようお願いいたします。なお、以下においては、株式会社Crowd LeaseをCL社と表記いたします。

Q 1. 1月22日付、「営業者Crowd Leaseに対する債権者破産申立てに関するご案内」（以下「1月22日付公表文」といいます）において、CL社との業務提携契約に基づく業務を終了（以下、「業務終了」といいます）した旨の報告がありますが、その経緯を教えてください。

A 1. 当社は延滞案件の早期解消に注力すべく、延滞案件の情報開示を延滞の発生している営業者に要請していましたが、CL社からは、当社の求める資料開示等について十分な回答が得られませんでした。このままの状況では、投資家の皆様に対する情報開示ができないばかりか債権の悪化を招き、投資家の皆様の元本毀損へとつながると判断致し、業務提携合意書に基づく業務を終了するとともに、1月22日に同日付公表文を公表するに至りました。

Q 2. 2019年12月13日の業務終了を1月22日付公表文で公表しています。この間の公表をしなかった理由を教えてください。

A 2. 当社による破産申立てを準備する中で、業務終了の公表について慎重に準備を進めた結果、ご報告が1月22日となりました。公表までに約1か月を要したことについて、誠に申し訳ございませんでした。

Q 3. 業務終了により、今後の分配はできなくなるのでしょうか。

A 3. そのようなことはございません。CL社の破産手続が開始された場合には、裁判所が選任する破産管財人の主導により、公明正大な手続きで回収資金を投資家の皆様を含む全ての債権者に対して債権額に応じて平等に配当することとなります。

Q 4. 1月22日付公表文で「投資家申立て」を案内した理由を教えてください。

A 4. 当社は、投資家保護の見地からCL社に対する債権者破産の申立てをいたしました。もっとも、当社の債権額のみですと、CL社が何らかの方法で資金調達のうち当該債権を弁済する可能性があり、かかる弁済が行われると破産申立てが却下されることとなります。このような事態を避けるため、またCL社を投資家の皆様と真摯に向き合わせるためには、投資家の皆様のご賛同を得ることが有益で

あると判断し、1月22日のご案内に至りました。

Q 5. 1月22日付公表文で「受益の意思表示」をする必要があると記載されていますが、その内容が理解できませんので、教えてください。

A 5. 当社とCL社との業務提携契約には、業務終了に伴い、CL社が投資家の皆様に対して出資元本全額を返還する義務を負うとの内容の契約条項が存在するものと当社は認識しております。この契約条項により返還の利益を受けることを主張されるためには、投資家の皆様におかれまして、当該契約条項による利益を享受する旨の意思を表示する必要があります。

Q 6. 1月22日付公表文にある「投資家申立て」より、参加をした投資家と参加を見合わせた投資家とで情報開示に差が生じるのでしょうか。

A 6. 投資家の皆様が債権者破産を弁護士に依頼された場合、当該弁護士からの報告を受けられるものと考えております。もっとも、当社として投資家の皆様にご報告すべきと判断した事項につきましては、弁護士に依頼されているかどうかを問わず、メールやホームページでの公表などによるご報告を行って参ります。

Q 7. 一部のインターネット上の媒体において、CL社の子会社が当社に債権全額を支払ったとする記載がありますが、その真偽を教えてください。

A 7. CL社は、その子会社が当社に債権全額を支払ったとしておりますが、当社といたしましては、法的な有効性はないものと判断しており、その旨を主張するとともに、その支払い原資に関する情報を収集してまいります。

Q 8. 一部のインターネット上の媒体において、当社が外部企業を通じてCL社の債権を安価に取得し、収益を獲得する旨の表記がありますが、その真偽を教えてください。

A 8. そのような事実は一切ございません。当社といたしましては、当社が求める資料開示等について十分な回答が得られない状況では、投資家の皆様に対する情報開示ができないばかりか債権の悪化を招き、投資家の皆様の元本毀損へとつながると判断し、債権者破産の申立て及び1月22日公表文によるご案内に至った次第ですが、今後も早期解決に向け、当社において実行し得る方策を尽くして参りますので、何卒ご理解の程をお願いいたします。

2020年2月4日